

虐待防止委員会規程

令和4年4月1日

特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご

特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご虐待等防止委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は「特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご」の各施設における虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という)の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (3) 虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討
- (4) 虐待防止に係る研修を原則年 1 回および職員採用時に実施する。
- (5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の構成)

第 3 条 委員長は、虐待防止責任者とする。委員は別表に掲げる者をもって構成する。

- 1 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 2 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、年 1 回以上開催する。

- 1 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 2 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(その他)

第 5 条 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、理事会にて協議し定めるものとする。

付則 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

虐待防止委員

所 属	氏 名	備 考
管理者	押尾 浩二	委員長・虐待防止責任者
サービス管理責任者	曾根 佳代	虐待防止マネージャー
主任職業指導員	松野 雅己	
職業指導員	山本 衛	
生活支援員	田中 久恵	

*虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

*参考人は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する

「特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご」法人役員

理事長 田村 正志

副理事長 櫻井 隆

理事 増田 修三

甲賀 善晴

宮崎 美和子

秋山 壽々子

外山 敬三

岩瀬 清美

監事 北野 八十次

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。